

【コンタクトレンズ検査料1～4】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療
(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料	特掲診療料
初診料291点	コンタクトレンズ検査料1 200点(4の場合は50点)
再診料71点 明細書発行体制等加算1点	

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、
診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去に
コンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の
基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名: ○○ ○○

眼科診療経験: 平成○○年から眼科診療

【一般名処方加算/外来後発医薬品使用体制加算1～3】

当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的
に取り組んでおります。

また、医薬品の供給が不安定な状況踏まえ、一般名処方(主
にジェネリック医薬品の処方)をすることで、銘柄によらず供
給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提
供します。

ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変
更する可能性があります。お薬についてご不明な点がござい
ましたら、医師までご相談下さい。